

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第一条 次の上欄に掲げる修学資金等の貸付けを受けた者が、当該中欄に定める条件に適合した場合は、知事は、当該下欄に定める範囲内においてその返還の債務を免除することができる。</p>	<p>次の上欄に掲げる修学資金等の貸付けを受けた者が、当該中欄に定める条件に適合した場合は、知事は、当該下欄に定める範囲内においてその返還の債務を免除することができる。</p>	<p>（略） 修学資金等の種類 （略） 免除の条件 （略） 免除の範囲 （略）</p>	<p>（略） 修学資金等の種類 （略） 免除の条件 （略） 免除の範囲 （略）</p>
<p>看護職員 修学資金 法（昭和二十三年法律第二百三号。以下この項において「法」という。）第十九条第一号、法第二十条第一号、法第二十一条第一号若しくは第二号若しくは法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は法第十九条第二号、法第二十条第一号若しくは法第二十一条第三号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事が指定した保健師養成所、助産師養成所</p>	<p>看護職員 修学資金 法（昭和二十三年法律第二百三号。以下この項において「法」という。）第十九条第一号、法第二十条第一号、法第二十一条第一号若しくは第二号若しくは法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は法第十九条第二号、法第二十条第一号若しくは法第二十一条第三号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事が指定した保健師養成所、助産師養成所</p>	<p>（略） 免除の条件 （略） 免除の範囲 （略）</p>	<p>（略） 免除の条件 （略） 免除の範囲 （略）</p>

若しくは看護師養成所若しくは法第二十二條第二号の規定に基づき知事が指定した准看護師養成所（以下この項において「看護職員養成施設」と総称する。）に在学する者で、将来県内に所在する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條の規定により許可を受けた病院、同法第一條の五に規定する診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二條第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第六條の二の二第三項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二條に規定する母子健康包括支援センター（助産師として業務に従事する場合に限る。）、地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第二十四條第二項第一号に規定する特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第四十一條第一項本文の指定に係る同法第八條第一項に規定する居宅サービス事業（同法第四項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所（以下この項において「訪問看護事業所」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一條第一号に規定する福祉施設（以下この項において「医療機関等」と総称する。）において法第二條、法第三條、法第五條又は法第六條に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護職員」と総称する。）として、その業務に従事しようとするもの及び学校教育法による大学

略

略

若しくは看護師養成所若しくは法第二十二條第二号の規定に基づき知事が指定した准看護師養成所（以下この項において「看護職員養成施設」と総称する。）に在学する者で、将来県内に所在する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條の規定により許可を受けた病院、同法第一條の五に規定する診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二條第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第六條の二の二第三項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二條に規定する母子健康包括支援センター（助産師として業務に従事する場合に限る。）、地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第二十一條第二項第一号に規定する特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第四十一條第一項本文の指定に係る同法第八條第一項に規定する居宅サービス事業（同法第四項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所（以下この項において「訪問看護事業所」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一條第一号に規定する福祉施設（以下この項において「医療機関等」と総称する。）において法第二條、法第三條、法第五條又は法第六條に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護職員」と総称する。）として、その業務に従事しようとするもの及び学校教育法による大学

略

略

方公共団体又はその他規則で定めるものに就業しなかつた期間が一年を超えたものであつて、当該超えるまでの期間の内で、県内企業等、県内の地方公共団体又はその他規則で定めるものに就業していた期間が四年以上あるとき。

基準日は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日とする。

- 一 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、卒業後、大学を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了後、大学院修士課程を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を修了する日
- 二 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、卒業後、大学を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了後、専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を修了する日
- 三 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、卒業後、大学を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に進学し、修了した場合 大学院修士課程を修了する日
- 四 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、卒業後、大学を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、専門職大学院を修了した場合 専門職大学院を修了する日
- 五 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、大学を卒業した場合 大学を卒業する日
- 六 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了後、大学院修士課程を進学し、修了した場合 大学院博士課程を進学し、修了した日の属する月の翌月から大学院修士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を進学し、修了した日の属する月の翌月から大学院修士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を進学し、修了した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了後、専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を進学し、修了した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了した場合 専門職大学院を修了する日
- 七 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、修了した場合 大学を卒業する日
- 八 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了後、専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を進学し、修了した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了した場合 専門職大学院を修了する日
- 九 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了した場合 専門職大学院を修了する日
- 十 大学を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了後、大学院修士課程を進学し、修了した場合 大学院博士課程を進学し、修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を進学し、修了した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了後、専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を進学し、修了した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了した場合 専門職大学院を修了する日

- 大学院博士課程を修了する日
- 十一 大学を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了した場合
大学院修士課程を修了する日
- 十二 大学を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了後、専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合
大学院博士課程を修了する日
- 十三 大学を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了した場合
専門職大学院を修了する日
- 十四 大学院修士課程を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合
大学院博士課程を修了する日
- 十五 専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合
大学院博士課程を修了する日
- 十六 高等専門学校を卒業し、第一号から第九号までに該当しない場合
高等専門学校を卒業する日
- 十七 大学を卒業し、第十号から第十三号までに該当しない場合
大学を卒業する日

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。